

経済産業省特定業種石油等消費統計調査と経済産業省生産動態統計調査の經由区分

別添1

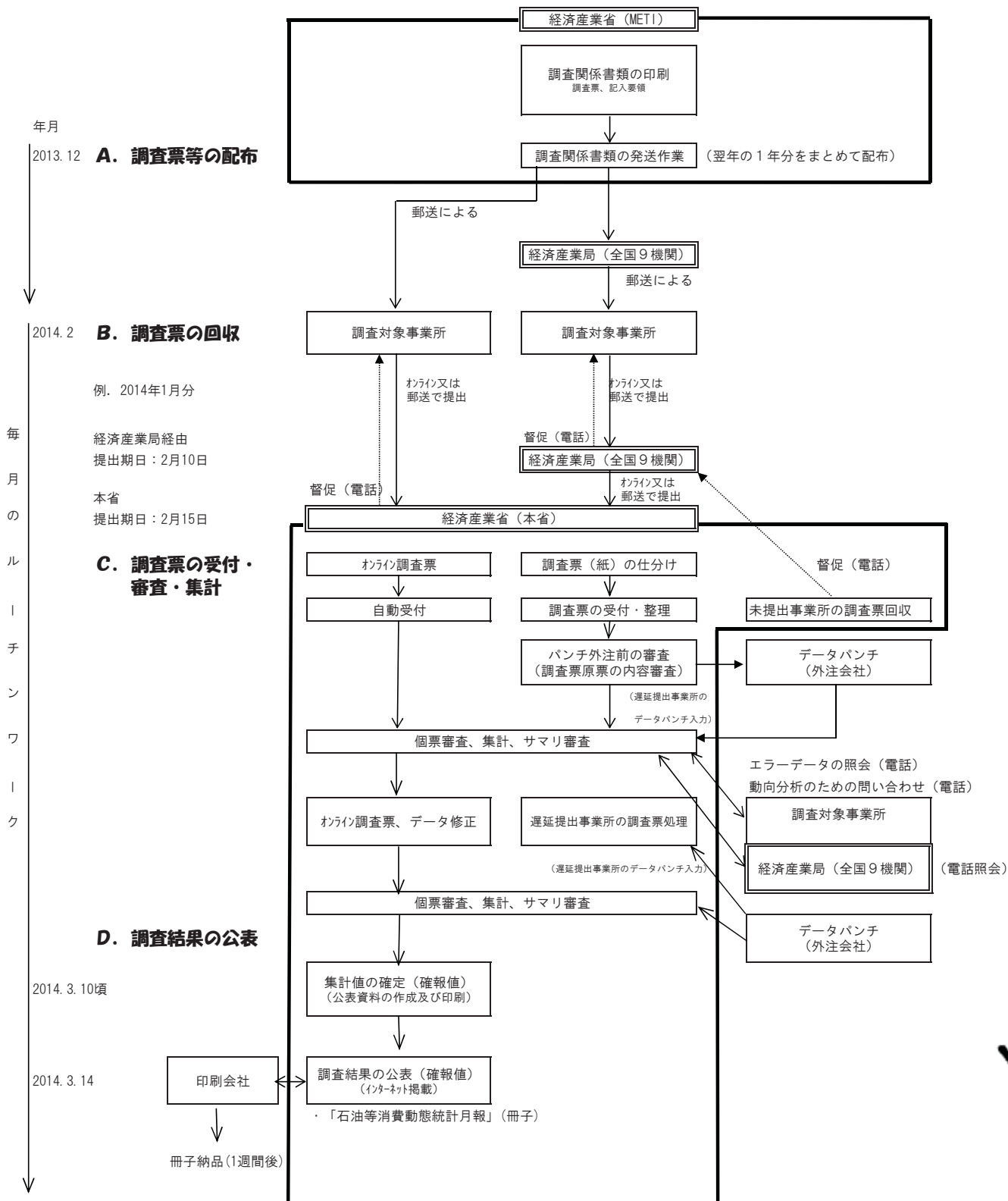
経済産業省特定業種石油等消費統計調査				経済産業省生産動態統計調査			
月報名	生産品目	調査の範囲	提出先 (經由区分)	月報名	調査の範囲	提出先 (經由区分)	
		従事者数			従事者数		
調査票 第1号 パルプ・紙・板紙	パルプ	全部	経済産業局長	パルプ月報	全部	経済産業局長	
	紙	50名以上		紙月報			
	板紙			板紙月報			
調査票 第2号 化学工業製品	石油化学製品	全部	経済産業大臣	石油化学製品月報	全部(石灰以外)	経済産業大臣	
	アンモニア及びアンモニア誘導品			化学肥料・石灰及びソーダ工業製品月報			
	ソーダ工業製品						
調査票 第3号 化学繊維	化学繊維	30名以上	経済産業局長	化学繊維月報	30名以上	経済産業局長	
調査票 第4号 石油製品	石油製品(グリースを除く)	全部	経済産業大臣	石油製品月報	全部	経済産業大臣	
調査票 第5号 窯業・土石製品	セメント	全部	経済産業大臣	セメント・セメント製品月報	全部	経済産業大臣	
	板ガラス	板ガラス・安全ガラス・複層ガラス及びガラス繊維月報					
	石灰	30名以上		化学肥料・石灰及びソーダ工業製品月報	15名以上(石灰)		
調査票 第6号 ガラス製品	ガラス製品	100名以上	経済産業大臣	ガラス製品・ほうろう鉄器月報	10名以上(ガラス製品)	都道府県知事	
調査票 第7号 鉄鋼	鉄鉄	全部	経済産業大臣	鉄鋼月報(その1)鉄鉄・フェロアロイ・粗鋼・鋼半製品・鍛鋼品・鋳鋼品	全部	経済産業大臣	
	フェロアロイ						
	粗鋼						
	鋼半製品						
	鍛鋼品						
	鋳鋼品						
	一般普通鋼熱間圧延鋼材	全部	経済産業大臣 又は 経済産業局長	鉄鋼月報(その2)普通鋼熱間圧延鋼材	全部	経済産業大臣 又は 経済産業局長	
	冷延仕上鋼材(磨棒鋼及び線類を除く)			鉄鋼月報(その4)普通鋼冷間仕上鋼材(線類を除く)・めっき鋼材(線類を除く)・冷間ロール成型形鋼			
	めっき鋼材(線類を除く)						
	冷間ロール成型形鋼						
	特殊鋼熱間圧延鋼材			鉄鋼月報(その5)特殊鋼圧延鋼材			
	鋼管			鉄鋼月報(その6)鋼管			
調査票 第8号 非鉄金属地金	銅	全部	経済産業大臣	非鉄金属月報	全部	経済産業大臣	
	鉛			アルミニウム月報	全部		
	亜鉛						
	アルミニウム						
アルミニウム二次地金	30名以上						
調査票 第9号 機械器具	金属加工機械	500名以上	経済産業局長	機械器具月報(その12)金属加工機械及び鑄造装置	①30名以上100名未満 ②100名以上	①都道府県知事 又は ②経済産業局長	
	土木建設機械			機械器具月報(その2)土木建設機械、鉱山機械及び破碎機	①50名以上100名未満 ②100名以上		
	金属工作機械			機械器具月報(その11)金属工作機械			
	電子部品			機械器具月報(その35)電子部品			
	電子管・半導体素子・集積回路			機械器具月報(その36)電子管・半導体素子・集積回路			
	電子計算機及び情報端末			機械器具月報(その37)電子計算機及び情報端末			
	電子応用装置			機械器具月報(その38)電気計測器及び電子応用装置			
	自動車(二輪自動車を含む)			機械器具月報(その40)自動車(戦闘用自動車を除く)			
	自動車部品(二輪自動車を含む)			機械器具月報(その41)自動車部品及び内燃機関電装品			

※1.「ガラス製品」については、本調査においても平成13年まで經由区分が都道府県經由となっていたが、「ガラス製品」のみが都道府県經由であったことから本省直送に平成14年に經由変更を行っている。

※2.「機械器具月報」の經由区分は、「特定事業所」として本省直送の經由区分もある。

※3.「鉄鋼月報」のその4、その5、その6については、生産する品目によって經由区分が異なる。

「経済産業省特定業種石油等消費統計調査」の実施スケジュール



注) 申請負担軽減対策(平成9年2月10日閣議決定)には、原則、全ての指定統計(現在の基幹統計)は、月次調査の場合、遅くとも60日以内に公表(第一報)するとされている。

